

第 6 回出雲市中心市街地（東部都市拠点地区）活性化協議会 概要報告書

日時 平成 20 年 3 月 24 日 10:00~11:30

場所 平田商工会議所 2 階 大会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

昨年からの懸案事項である石橋酒造跡地の活用について、市でも検討を重ね、新たな方針が決定されたように聞いている。本日は西尾市長にもお越しいただいたので市の考えもお聞きしたい。

また、商工会議所としても、地域活性化のための施設活用について検討する委員会を設置することとしたので、協議会の皆様と共に取り組んでいきたい。

3. 市長あいさつ

全国でも沢山の基本計画が認定を受けてきており、市としてもスピード感を持って取り組んでいきたいと考えており、4月3日に内閣府と協議する予定である。

石橋酒造跡地については、地権者や債権者の絡みもあることから、本年9月末を目途にプランニングを進め土地開発公社で取得したい。

商工会議所でも検討委員会を設置されると聞き心強く思っている。

規約第7条第2項の規定により、本日の協議会が有効に成立することを報告

規約第7条第1項の規定により、大島会長が議長となり議事進行を務めた。

4. 議 題

・ 木綿街道～石橋酒造跡地の活用について

事務局より、 用地の確保について説明

東部都市拠点地区の活性化の方針の一つとして「歴史と伝統文化を活かした観光拠点づくり」を掲げており、木綿街道はその重要な拠点となっている。当該跡地が競売等によって木綿街道に関連のない第三者に所有権移転が行われ、結果として街並み景観が損なわれることを回避するため、土地開発公社で早期に取得したい。

しかし、土地開発公社での取得には、その目的や用途を明確にする必要があるうえ、取得して後放置されることがないように、開発整備や施設運営を目的とする民間事業者に移譲したいと考えている。

事務局より、 活用検討委員会の設置について説明

木綿街道内の事業者、商工会議所、市をメンバーとする活用検討委員会を、商工会議所が設置する。状況を見ながらメンバーを追加する考えである。市、商工会議所、活用検討委員会、当協議会、コンサル等が一体となって検討しなければいけない。

事務局より、活用（案）について説明

当該跡地は第一種住居地域であり、施設を整備する場合には制限がある。

現段階では具体的な施設整備（案）等はない。

会員から出された石橋酒造(有)跡地の活用に対する意見

土地開発公社による土地の取得と建物の解体に関する検討

跡地の開発整備および施設運営を目的とする民間事業者の選定と、民間事業者が見つからなかった場合の対応

土地の取得、コンサルタントへの業務委託、活用検討委員会の答申、当協議会への提案等の時期（タイムスケジュール）

石橋酒造(有)跡地を含めた木綿街道全体の構想（ランドデザイン）

破産管財人による土地建物に関する債権者との調整